

中泊町農業委員会会議録

令和3年11月10日

中泊町農業委員会

令和3年中泊町農業委員会11月定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月10日(水) 13時30分～

2. 開催場所 委員会室2

3. 出席委員(14人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	外崎 満幸		
	3番	三上 孝	4番	藤田 次男
	5番	青山 邦榮	6番	小野 美恵子
	7番	神 良一	8番	瓜田 益子
	9番	澤田 健吾	10番	大川 勝仁
	11番	葛西 誠	12番	坂本 朝彦
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(1人)

委 員	2番	田中 満		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第14号 農地法第3条許可取消願について

報告第15号 農地転用許可不要案件の届出について

【議案】

議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第27号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第28号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第29号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

協議事項

1)業務予定

2)その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 今 芳 文

主 査 外 崎 健 太

主 事 小 寺 隆 斗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和3年中泊町農業委員会11月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、1番外崎委員、3番三上委員にお願いいたします。なお、本日の会議の書記には事務局職員の外崎主査と小寺主事を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第13号

事務局
(小寺)

1ページをお開きください。
報告第13号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和3年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。今月の合意解約は、5件ございました。内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第13号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第14号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第14号

事務局
(小寺)

15ページをお開きください。
報告第14号「農地法第3条許可取消願について」農地法第3条許可の取消願について、次のとおり報告する。令和3年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。10月の定例総会にて可決となった農地法第3条の許可案件について、申請人双方の都合による許可の取消願の提出がありました。詳しくは、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第14号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第15号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第15号

事務局
(外崎)

17ページをお開きください。
報告第15号「農地転用許可不要案件の届出について」農地転用許可不要案件の届出について、別紙のとおり報告する。令和3年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。農地転用許可不要案件届出が1件ございました。こちらは、楽天モバイル株式会社による中泊町大字芦野地域における移動通信のより良い通話サービスを提供するための無線基地局の設備を新設するものです。こちらは、総務大臣が認定する電気通信事業者が中継施設等の敷地に供するための転用のため、許可不要案件となっております。詳しい内容については資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第15号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第26号

議長
(会長)

議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

25ページをお開き下さい。議案第26号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。令和3年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第26号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

外崎委員

議席1番、外崎です。それでは報告いたします。去る11月1日、私と事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が4件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(小寺)

26ページをお開きください。受付番号23番は、高根字小金石地内の2筆の田。面積は4,243平方メートルの贈与です。

譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号24番は、田茂木字若宮地内の4筆の田。面積は5,678平方メートルの親子間の贈与です。

譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号25番は、尾別字小谷地内ほか4筆の田畑。面積は4,142平方メートルの親子間の贈与です。

譲受人は、譲渡人同様に米及びそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号26番は、宮野沢字蛭澤地内の1筆の畑。面積は429平方メートルの売買です。

譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

以上、受付番号23番から26番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第26号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第26号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第27号

議長
(会長)

それでは、次の議案にうつります。議案第27号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を、議題といたします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(外崎)

30ページをお開き下さい。議案第27号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第4条第2項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和3年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

ありがとうございました。

それでは本案について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

外崎委員

1番、外崎です。それでは報告いたします。去る11月1日、私と事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第4条の申請は、1件ございました。申請地は豊岡地内の1筆の畑です。面積その他の基準から見ても問題なく許可相当と認められます。以上報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(外崎)

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。
受付番号11番は、豊岡字片岡地内の1筆の畑で、面積は363㎡、転用目的は、宅地への地目変更であります。申請地には、すでに建物が建設されており、このたび当該地が農地法の許可を受けていない違反転用であることを知り、許可を得るため始末書を添付して申請があったものであります。周辺農地への支障につきましては、申請地付近は住宅地や休耕農地が混在するところ、これまでも周辺農地のトラブルがないことから、今後も農作物に及ぼす影響はないものと思われま。許可基準に定める農地区分としては、その他の第2種農地で、小集団の生産性の低い農地に該当するものと判断しております。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第27号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第27号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第28号

議長
(会長)

それでは、次に議案第28号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を、議題といたします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(外崎)

35ページをお開き下さい。議案第28号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和3年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

ありがとうございました。
それでは本案について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

外崎委員

1番、外崎です。それでは報告いたします。去る11月1日、私と事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第5条の申請は、2件ございました。内訳は、青森県農業会議が開催する「常設審議委員会」にて意見の聴取した小泊地内の1筆の田と、尾別地内の2筆の畑となっております。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。以上報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(外崎)

36ページをお開き下さい。それではご説明いたします。
受付番号12番は、小泊字朝間地内の1筆の田で、面積は3,087㎡、転用目的は、資材置場が手狭となったため当該地を譲り受けて敷地を拡張するものです。こちらの案件は、転用面積が3,000㎡を超えるものとなっておりますので、10月29日に青森市で開催された第67回常設審議委員会にて意見を聴取してきております。周辺農地への影響に関しては、隣接にはL型擁壁を施し、土砂崩れ等を防ぐこと。また、境界からある程度の余裕をもって利用することで隣接者にも迷惑をかけないようにすること。雨水は敷地内に自然浸透させるということから問題ないものと思われま。許可基準に定める農地の区分としては、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)で、既存施設の1/2以内の拡張での不許可の例外で許可できるものと判断しております。

事務局
(外崎)

受付番号13番は、尾別字浅井地内の2筆の畑で面積は137㎡です。転用目的は、(株)白川建設の駐車場及び資材置き場として利用するための地目変更であります。周辺農地等への影響については、申請地付近は町道に面しており、これまでも周辺農地のトラブルがないことから、今後も農作物に及ぼす影響はないと思われます。許可基準に定める農地の区分としては、その他の第2種農地で、小集団の生産性の低い農地に該当するものと判断いたしております。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第28号について、原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第28号は原案のとおり決定いたします。

議長
(会長)

次に議案第29号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

45ページをお開き下さい。議案第29号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和3年11月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。令和3年11月9日付け中農政第256号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

47ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号67番から77番の11件で、合計面積は112,982平方メートルです。
内訳は、新規が6件、再設定が5件となっております。それでは、ご説明いたします。

受付番号67番から71番は、賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものですので、詳しくは資料をご覧ください。

受付番号72番は新規の設定で、設定する農地は高根字小金石地内の4筆の田。面積は7,246平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は、水利費を借主負担、工事費は地主負担。賃借料は米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号73番は新規の設定で、設定する農地は中里字宮川地内の1筆の田。面積は11,832平方メートルです。期間は10年で、土地改良費は借主負担。賃借料は米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号74番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の1筆の田。面積は4,982平方メートルです。期間は10年で、土地改良費は借主負担。賃借料は米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号75番は新規の設定で、設定する農地は尾別字湯島地内の2筆の田。面積は14,903平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は借主負担。賃借料は米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号76番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の4筆の田。面積は8,836平方メートルです。期間は10年で、土地改良費は借主負担。賃借料は米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

事務局
(小寺)

受付番号77番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の1筆の田。面積は3,915平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は借主負担。賃借料は米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

利用権設定につきましては以上です。

続きまして、54ページをご覧ください。

今月の農地中間管理機構を通しての賃貸借は、受付番号機構21-008番の1件で、内訳は、賃貸借が1件です。

設定する農地は田茂木字若宮地内の5筆の「田」。面積は2,355平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米90kg分の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第29号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第29号は原案のとおり決定いたします。

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局
(外崎)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これもちまして、令和3年中泊町農業委員会11月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年11月10日

農業委員会
会長

(松坂 龍美)

(外崎 満幸)

署名委員

(三上 孝)

署名委員